



東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

大阪市・豊中市における外国人児童生徒に対する教育支援：母語教育に焦点を当てて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 范,文玲 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2309/166617

大阪市・豊中市における外国人児童生徒に対する教育支援

—— 母語教育に焦点を当てて ——

范 文 玲*

アジア言語・文化研究分野

(2020年8月24日受理)

要 旨

1990年の入管法改正以来、日本における外国人の数は増加の一途をたどり、それに比例して外国人児童生徒の数も増加し続けている。2019年4月の入管法改正を受けて、今後ますます増えていくと思われる。

本研究は、そうした外国人児童生徒に対する教育支援について、とりわけ母語教育に焦点を当てて、現場での実態を調査し、そこにおける課題の把握及び支援の在り方を検討する。

調査対象とした大阪市および豊中市では、日本語教育は比較的充実していたが、対して母語教育はその重要性が認識されながらも手が回っておらず、母語保持を目的とするには不十分な状況であった。母語の保持・使用・習得は言語権や人格形成にも関わる問題であり、今後母語保持教育の必要性を教育界全体の共通認識として広めていくことが最重要事項であることを主張した。

キーワード：外国人児童生徒，教育支援，日本語教育，母語教育，母語保持

1. はじめに

1990年の入管法（出入国管理及び難民認定法）改正・施行から今年でちょうど30年が経つ。日本における外国人の数は増加の一途をたどり、2019年12月の時点で、在留外国人数は293万3137人（法務省調べ¹）、前年同時期に比べ20万2044人の増加である。これに伴い、当然ながら外国人児童生徒数も年々増え、2018年5月1日時点で公立学校に在籍している外国人児童生徒数は93133名にものぼる。² そのうち、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は40755人（前回調査より6420人増加）、さらには日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数も10371人（前回調査より759人増加）となっている。³ 昨年2019年4月の入管法改正に伴い、このような児童生徒の数は今後ますます増えていくことが予想される。

学校等の教育現場においては、これらの児童生徒に

対する支援、とりわけ日本語教育が急務であるとされて久しく、文科省も日本語指導の充実のための教員加配（1992年度～）、日本語指導者に対する研修の実施（1993年度～）、「学校教育におけるJSLカリキュラム」の開発（2001年度～2006年度）、情報検索サイト「かすたねっと」の開設（2011年3月）、「公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）（2013年度～）、「特別の教育課程」の編成・実施（2014年度～）、『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA』の開発（2014年3月配布）、各種ガイドブック・マニュアルの作成・配布等、様々な施策を行ってきた。また、昨年2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が成立したことは記憶に新しい。これらの施策を並べてみると、外国人児童生徒等に対する日本語教育支援に関しては、ある程度公的レベルでの充実が図られてきてはいると言えよう。しかし、文科省の調査では、日本語指導が

* 東京学芸大学 外国語・外国文化研究講座 アジア言語・文化研究分野（184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1）

必要な児童生徒50759人のうち、在籍校で日本語指導等特別な指導を受けている者は76.9%、そのうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者は59.0%にとどまり、全体の2割強の児童生徒が在籍校で日本語教育の支援を受けることができていない状況である。

また一方で、日本語教育に比べ、母語教育については軽視されがちであるが、大変重要な課題であり、本来日本語教育と同様に公的レベルでの支援が必要なものである。子どもの母語は自身のアイデンティティを確立させるうえで、大きな柱の一つとなる。母語の喪失は、アイデンティティ形成に大きな負の影響を与え、自分のルーツに対する否定ひいては自己否定にもつながりかねない。また、母語の喪失によって家族との意思疎通が十分にできなくなってしまうケースも多い。さらに、日本ではまだあまり着目されていないが、海外の議論では、母語の習得や使用は一種の人権であるとして、「言語権」という考え方が提示されている。⁴しかし、公的レベルで様々な施策が行われるようになってきている日本語教育に対し、母語教育に関してはほぼ手付かずの状態であり、「現在、個人や小規模のNPO、一部の地域の学校の取り組みとして極めて小規模に行われている」⁵だけである。

筆者は、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が2018年度5月1日時点で、愛知県・神奈川県・東京都・静岡県に次いで多い大阪府の小中学校では、外国人児童生徒に対してどのような支援が行われているのか、とりわけ、母語保持に対してどのような支援が行われているのかに調査の重点を置き、現場での実態および課題を把握すべく、大阪府の中でも外国人児童生徒数が最も多い大阪市、および「子ども母語」事業を展開している豊中市両市における支援について、2019年9月23日から25日にかけて調査を行った。⁶本稿では、調査結果の報告とともに、今後の外国人児童生徒等への言語教育のあり方を考察する。

2. 調査方法

以下の日時に現地観察・インタビュー調査を行った。

- ①2019年9月23日(月) 13:00～14:00 とよなか国際交流センターにて事業主任1名へインタビュー調査
- ②2019年9月24日(火) 9:30～11:30 大阪市立市岡中学校にて母語教室の現地観察、11:50～12:50 同中学校にて教諭1名・母語教室(中国語)講師1名へインタビュー調査
- ③2019年9月25日(水) 10:00～11:00 豊中市教育委

員会 学校教育課 人権教育係にて職員1名へインタビュー調査

- ④2019年9月25日(水) 14:00～15:00 大阪市教育委員会 指導部 教育活動支援担当 人権・国際理解教育グループにて指導主事1名へインタビュー調査

3. 調査結果

3. 1 大阪市の外国人児童生徒支援

3. 1. 1 概況

大阪市の外国人市民数は2018年12月31日現在13万9134人であり、国籍別を見ると、韓国・朝鮮6万7741人、中国3万2275人、ベトナム1万439人、台湾4730人、フィリピン3594人と続く。調査時に提示された資料⁷によると、2019年5月1日時点における日本語指導が必要な児童生徒数⁸は、小学生572名、中学校246名で、前年度に比べ47名増となっており、中学校夜間学級を含めると872名にのぼる。国籍別を見ると、外国籍が611名、重国籍または日本国籍が207名であり、国際結婚により日本国籍であるが、両親どちらかの母国で祖父母に育てられ、小学校に上がる時期に日本に呼び寄せるケースが増えているという。そのためか、小学校低学年(1～3年)の編入学率が全体の46.6%と高く、新規来日者対象の初期対応で面談を行った児童生徒はほとんど日本語ができない状態である。母語別を見ると、中国語474名、フィリピン語143名、スペイン語32名、ポルトガル語14名、ベトナム語25名、英語29名、韓国・朝鮮語30名、その他言語71名となっている。近年ではベトナム語・ネパール語・タイ語・アラビア語が増加傾向にあり、また、ウルドゥ語(パキスタン)・パシュトー語(アフガニスタン)、インドネシア語、モンゴル語などといった少数言語を母語とする児童生徒も在籍するようになり、学校は対応に苦慮している。また近年では、ネパール料理・インド料理店の従業員として家族を伴って来日するネパール人が増えており、ネパールの児童生徒が増加傾向にある。特に大阪市北区では飲食店が多く、ネパール人が多く住んでいる。

不就学児童生徒については、区役所から就学案内を出して就学を勧めてはいるが、就学意思があるかどうか把握ができ切れていない部分もある。高校進学率に関してはほぼ100%である。府の特別枠があるが全ての生徒がそこへ入学できるわけではないため、高校に行けるように、中学校や高校の教員と連携しながら進路保障という形で何かしらの支援をしている。

3. 1. 2 支援内容

①日本語指導にかかわる加配教員の配置

西淀川区, 中央区, 平野区といった集住傾向のある地域では, 日本語指導が必要な児童生徒も多く, 10名以上いる学校に1名配置している。現在小学校7校と中学校2校に1名ずつ, 計9名を配置している。加配教員を配置している学校に在籍する児童生徒は, 当該校で日本語指導を受けることができる。

②日本語指導協力者派遣事業

加配教員を配置していない学校に在籍する小学1年生から3年生までの児童は, 日本語指導協力者(20名体制)が学校に出向き, 1校につき週2回, 45分×25回, 取り出し授業の形式で日本語指導を受けることができる。日本語指導協力者は, 日本語指導の補助を通して教員への助言・支援にあたる立場である。

③「日本語指導教育センター校」の設置

加配教員を配置していない学校に在籍する小学4年生から中学3年生までの児童生徒は, 小学校5校, 中学校5校に設置している「日本語指導が必要な子どもの教育センター校」に通級し, 週2回(1回90分~120分)の日本語指導を受けることができる。小学校2校, 中学校3校には, 指導者(教諭)を2名配置している。後述する市岡中学校はこの「センター校」のうちの一つである。

④通訳者派遣

初期対応時の面談の通訳, 学期末懇談会の通訳, 教育相談の通訳, 母語教室の活動などに通訳者を派遣している。後述する豊中市のように入り込みの形での支援は行っていないが, 今後進めていく予定である。通訳者の資格は特に設けておらず, 市で募集をかけて面談・登録をする。調査時点では88名が登録。

⑤初期対応

通訳者とともに学校に行き, 名前の呼び方, 学校生活の説明, 手続き等を行う。特に日本語の力をチェックし, 日本語指導をいつスタートしていくかを検討する。日本語指導が必要かどうかは, DLAをベースとしたテストを使って判断する。

3. 1. 3 特別支援について

言葉の問題なのか理解の問題なのか判断がつかない場合は, 母語支援者を派遣するケースが多い。母語での理解も難しいというある程度の共通認識, 特に保護者の方の認識と重なると, 「大阪市子ども相談センター」(発達にかかわる相談・判定の部署)につなげていくケースが多い。

3. 1. 4 地域との連携

長らく大阪教育大学と連携している。大阪教育大学が日本語教育に関するプログラムを立ち上げ, 学生がセンター校の見学に行くなど, 子どもと関わる形でいろいろと考えているため, 今後子どもたちに大学の学生が関わっていけるような措置が広がっていく見込みである。また, 大阪大学と今後, 子どもたちが幼少期から大学生になるまでのインターバルで日本語教育や母語保持等を含む多文化共生教育をどのように行っていくかを一緒に考えていくという話をこれから進めていく予定である。

3. 1. 5 母語教育について

現時点では, センター校における日本語適応教室内の母語教室のみである。

3. 1. 6 課題

子どもたちが増えているということに対して, センター校の教員も含めて目いっぱいの状態であるため, 人を増やして支援をしていく必要がある。また, 日本語指導にかかわらず, 外国から子どもたちが来ることで, 文化交流・文化理解を進めていくための多文化教育を推進していかなければならないので, 大学とも連携しながら進めていきたいとのことであった。

3. 2 大阪市立市岡中学校における母語教室

3. 2. 1 概況

大阪市立市岡中学校は, 市の「日本語指導が必要な子どもの教育センター校」(2019年5月から名称を変更。それ以前は「帰国した子どもの教育センター校」)に指定されており, 日本語適応指導教室(2019年度は23名)およびその一環としての母語教室を開催している。母語教室は約20年前より開かれており, 2019年度は中国語・スペイン語・アラビア語(1名・エジプトルーツ)・韓国語を開いており, フィリピン語の生徒は他校に通級して母語教室に参加している。中国語は5つのセンター校全てにあるが, 他の言語は毎年どの学校に多く母語話者の生徒が在籍しているかで母語教室の開催校が移動する。母語教室に参加する生徒は原則日本語教室に参加している者で, 日本語教室を修了しても引き続き参加することができる。調査では, 中国語母語教室の様子を見学させてもらった後で, インタビュー調査を行った。

3. 2. 2 母語教室の様子

この日は中国語母語教室の開催(9:30~11:30)

であったが、年度が始まってから初回であった。講師は、上海出身の通訳者派遣に登録している女性で、参加した生徒は8名、そのうち市岡中学校の生徒は1名、他7名は他校からの通級であった。授業は原則全て中国語で行われ、母語教室の意義、進路についての基本的な確認事項（志望校はどこか、私学専願・併願等について）、新聞記事の閲読、聞き取り練習、読解練習、言葉のゲーム（成語、間違い探し等）、作文等を二時間の間に行った。中には来日したばかりですぐに受験を控えている3年生もいた。

3. 2. 3 両親の来日理由

中国：就労、中国帰国者、国際結婚が多いが、最近では「投資ビザ」で来日する人がかなり増加している。

フィリピン：国際結婚が圧倒的に多い。

ネパール：夫婦ともにネパール人で、就労で来日が多い。

3. 2. 4 母語教室参加率・継続率

日本語教室よりも参加意欲が高く、継続して来る生徒が多い。その理由の一つとして考えられるのは、各校に1人、2人しか同じルーツの生徒がおらず、母語教室に来ると同じルーツの生徒同士で話ができるということがあげられる。

3. 2. 5 母語教室の目的・意義

開催回数が少ないため、実質母語教室だけで母語保持の目的を果たすのは難しいが、母語教室を通して「母語が大切」という意識を持ってもらうということが最も大きな目的・意義である。もう一つは、大阪府が高校入試で実施している「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」のうちの「作文」対策である。この作文は日本語以外の言語で書くことが認められているため、通常は母語での論述が選択されるが、普段から書くトレーニングを定期的に行わないと、語彙の忘却・喪失が進行したり、不自然な文章になってしまったりするため、母語教室で毎回何かしら文章を書く練習をさせている。

3. 2. 6 母語教室講師について

大阪市の通訳者派遣制度に登録している者が担当している。少数言語の場合はなかなか適任者がいないため、大阪大学などを通して大学院生（専攻等の条件はなく、その国から来ている学生であればよい）に依頼し、通訳者派遣制度に登録してもらう。全体として時

間的あるいは能力的に母語教室まで担当できる登録者は少なく、母語教室講師の確保が難しい。講師への謝金は、「通訳派遣制度」に準じている。

3. 2. 7 情報交換の場

月に1回、教育委員会でセンター校担当者会議を実施。そこで教育委員会とセンター校加配教員が生徒情報の交換や行事の話し合いなどを行っている。また、以前は通訳者の会議が月1回開催されていたが、現在は予算が確保できず、実施されていない。

3. 2. 8 課題

まずは、母語教室を開催できる年間の回数が少ないということ。一方で回数が増えれば授業の時間が減ることがジレンマではあるが、それでも母語教室の回数を増やしてほしいという。つまり母語教室の授業を担当してもらえる通訳者への謝金や交通費等の予算の問題がある。母語教室は、大阪市の母語教室のある全てのセンター校（7校）で合計80回程度（大阪市教育委員会へのインタビューでは1回2時間×90回）しか開催できないという制限があり、1校あたり全ての言語で計十数回しか開催できず、少数言語の場合は年間2回などになってしまう。

次に、指導者の確保が課題としてあげられる。職業としては不安定であるため、母語教室の講師はたいてい他に本職を持っており、時間が合わないことが多い。また、生徒の人数が多く、講師への負担も大きい。

さらに、講師の先生が課題として挙げていたのが、講師のレベルである。教材が指定されていない場合は、講師が自身で教材選びや準備等を工夫する必要があるため、ある程度授業者としての資質やレベルが必要であるとのことであった。

3. 3 豊中市の外国人児童生徒支援

3. 3. 1 概況

豊中市の外国人市民数は2018年12月31日現在5720人であり、国籍別をみると、韓国・朝鮮2023人、中国1511人、ベトナム393人、フィリピン228人、台湾182人と続く。豊中市では、帰国渡日児童生徒の編入受け入れ時、全数面談を実施し、必要に応じた支援内容を案内している。2019年9月19日現在の2019年度の面談数は合計53人（渡日25人、帰国28人）、母語別をみると、中国語8人、韓国語1人、フィリピン語1人、アラビア語1人、ネパール語2人、日本語32人、英語2人であった。

3. 3. 2 支援内容

①通訳者派遣

児童への支援は1回につき2時間、原則計60時間だが、様子を見て延長等もある。通訳者は現在100～150件ほどの登録があり、教員免許所有者や教育関係者であるわけではなく、一般市民の在職者、主婦、留学生等であるため、学校の勉強を教えることはせず、入り込みの形であくまで教員の指示や生徒間のコミュニケーション等の通訳をする。また、保護者への支援（個人懇談、参観日、様々な説明会等）は無制限で派遣している。2019年9月19日現在の2019年度派遣回数の実績は計286回（児童生徒235回、保護者51回）、派遣言語種は中国語・韓国語・ネパール語・インドネシア語・アラビア語・英語・ロシア語・ウルドゥー語・フィリピン語・タイ語・ウズベク語・スペイン語・ポルトガル語の13言語である（うち、タイ語およびスペイン語は0回）。

②「こども日本語教室」の開催

週3回、とよなか国際交流センターで開催しており、通訳者派遣支援を受けているほぼ100%の児童生徒が通っている。最長1年間であるが、どうしてもレベルに達しない児童生徒に関しては延長可能である。講師は豊中市の市民で、基本的には1対1で教えている。調査時点での児童生徒は約25名。毎回何を誰が教えたかという指導カルテを作成して記録に残しているため、講師が変わっても続きを教えることができる。また、講師たちのミーティングも月1回行っており、子どもたちの様子を共有している。とよなか国際交流協会の「子ども母語」（後述）や「サンプレイス」（学習支援・居場所づくり）等の事業が主に居場所づくりを目的としているのに対し、こちらは学校での生活用語、友達とコミュニケーションをとるための言葉、授業で話される言葉等のレベルを上げることに特化している。そのためカリキュラムも綿密に作られており、使用教材も教育委員会が定めている（『みえこさんのにほんご』、『ひろこさんのにほんご』等）。そして一定レベルに達したと判断したときに日本語テストを行って修了となる。また、英語や数学のための日本語に特化した指導もしている。

③国際教室の設置

市内2校（北部と南部各1校）に設置。子どもたちの居場所づくりという意味で、学校内に外国人の子どもたちが集まれる仕組みである。毎週水曜日放課後に開いており、内容は宿題、読書、遊び等。

④日本語能力測定の実施

DLAを母体とした豊中市独自に使用しているもの

を使って、教育委員会が学校に出向いて実施し、その結果を保護者に開示している。近年、他府県や他の市から転入してくる児童生徒が増加しているが、どのような日本語指導を受けてきたかを把握することができないため、そのような児童生徒が授業についていけないという学校からの相談を受けて、測定を実施する機会が多い。

⑤プレクラス（学校生活オリエンテーション）

入学の当日或いは前日に学校生活についての説明を行う。

⑥その他

とよなか国際交流協会等の団体とケース会議を実施（子どものメンタルに関する対応や、情報共有、支援について考える）、様々なイベントを協会と共催。また、面談の際に保護者に「面談票」を書いてもらい、一定期間ストックしておいている。

3. 3. 3 特別支援について

過去にいくつか例があり、教育委員会から臨床心理士に相談したが、結論は、言葉に起因するものなのかその子の特性に起因するものなのか分からないということであった。そのため、このことに関しては非常に困っているという。ただ、豊中市の教育センターに臨床心理士が常在しており、保護者が希望すればそこへ通訳士と一緒に赴いて診断を受けたり相談したりすることができるという仕組みはできている。また、保護者に納得してもらえるようであれば、在籍校の支援学級に在籍することができ、教員を増やして支援を受けることができる。

3. 3. 4 母語教育について

母語の重要性については十分認識しているが、学校教育ではそれができないため、とよなか国際交流協会に担っていただくとする考えである。

3. 3. 5 支援に対する豊中市の考え方

自治体によってはセンター校のような形を設けて、そこに児童生徒が一定の時間通級をして、また在籍校に帰るといったシステムをとっている学校があるが、豊中市ではそれをしていない。豊中市は朝から放課後まで学校を抜けさせるということは一切しておらず、学校が終わった時点で子どもたちが日本語教室や国際教室に集まって勉強するという形をとっている。それは日本語指導が必要な児童生徒の数あるいは予算の問題でセンター校を設置することができないのではなく、もともと豊中市ではセンター校を設けないという

考え方がベースに強くあるという。センター校に行っていて、クラスから離れるのが嫌だということをやっていた子や、やはり最後まで学校にいたいという子もおり、教員としても子どもたちは自分の学校でこそ教育すべきだという意見が多く、教員たちも子どもたちもそのような考えであるのならば、センター校を設けずに、放課後に実施しようということにしたのだそう。通訳者派遣制度も入り込みの形式による支援であり、授業中に教室を離れさせるということをしていないのである。

3. 3. 6 課題

一番の課題はやはり予算の問題であるとして次のように話してくれた。近年は文科省も大阪府も、外国人児童生徒に対する教育には非常に関心が高く、日本語指導が必要な児童生徒数を全国的に調査したり、18人という定数で加配教員を増やしたり、色々と動き始めてはいるが、現場での取り組みとなるとやはり自治体が全て担わなくてはならない。豊中市は色々と取り組んでいるが、より小さな市になるととてもここまで手が回らないというのが実情であり、自治体によって子どもたちの支援に差が出てくることはやはり大きな課題である。つまり、自治体に差がついてしまっていて、インターネット上などでどの市がよくてどの市がよくないかという噂が流れてしまっている。豊中市でも支援事業の予算の三分の一を文科省から受けているが、それが途中で切れるとなったときに、支援のうちの何かを切らないといけないというのは難しいので、安定的な予算の確保を仕組みづくりとして、全国では難しくても、例えば大阪府でやる、或いは近隣自治体五市・五町でやるなど、何か行っていないといけない。そうしないと自治体にだけ子どもが流れてくる、引っ越してくるといったことになりかねない。予算額は近年は安定はしているが増えてはいない。

3. 4 とよなか国際交流協会による「子ども母語」事業

3. 4. 1 概況

公益財団法人とよなか国際交流協会では、外国人市民の自立や社会参加に向けて、様々な外国人支援事業を行っている。そのうちの一つに「子ども母語」という母語支援教室がある。2006年から始まった事業で、日時は第2・4日曜日10:00～12:00、場所はとよなか国際交流センター、対象は小学生以上の外国にルーツをもつ子どもである。事業開始当初の開講言語

は中国語・スペイン語・ポルトガル語の3言語であったが、2016年からはタイ語も加わり、2019年度現在4言語を開講している(ただし、ポルトガル語とタイ語はスタッフの都合で一時的に休講状態)。また、2010年から2015年にはインドネシア語も開講していた。通常こうした教室への参加には、市民であることなどの条件があることも多いが、当該教室にはそのような条件は一切なく、また、事前申し込みも不要、費用も無料となっている。調査時点での生徒数は、中国語7名、スペイン語6名、ポルトガル語2名、タイ語2名であり、いずれも小学生のほうが中学生よりも多い傾向にある。「子ども母語」事業は、母語そのものを継承させたいというよりは、母語を通して仲間づくり・居場所づくりをめざしているため、講師(スタッフ)は外国にルーツをもつ大学生・大学院生や20代半ばの社会人といった、子どもたちに寄り添う力の強い若い世代に依頼しており、ほとんどが、嘗て「子ども母語」に通っていた者である。

3. 4. 2 参加のきっかけ

両親の希望で参加させているケースがほとんどで、基本的には両親がとよなか国際交流協会のほかの活動に参加して当該事業のことを知るケースが多い。学校からの紹介も1件あるが、極めて少ない。市役所(教育委員会)からの紹介は担当者によるところが多く、積極的にはない。

3. 4. 3 参加者の属性

中国語：中国帰国者(祖父母が帰国者で、その孫、兄弟)、国際結婚の子、大阪大学関係者(留学生など)の子。ほぼ定住化しており、日本生まれ日本育ちがほとんど。

スペイン語：国際結婚の子。日本生まれ日本育ち。

ポルトガル語：昔は日系の人たちが多く、いまは国際結婚の子。

タイ語：2名とも国際結婚で、ともに小学校に上がる前頃に来日(生まれ育ちはタイ)。

3. 4. 4 情報共有の場

活動後毎回必ず30分から1時間程度のミーティングを開き、その日の活動内容、その中での子どもの様子、気になることなどを各言語のスタッフ全員で話し合っている。また、各言語の子どもたちをつなぐ目的で、年に2回ほど料理会やダンス会といった合同イベントを行っている。

3. 4. 5 課題

現状の課題として次のように話してくれた。

まずは、子どもとなかなかつながれない、アウトリーチがうまくできていないこと。また、小学校の間は通い続けてくれるのが、中学生になると足が遠のいてしまう。どのような形でつなげられるかが課題である。ただ、「子ども母語」に来なくなっても日曜午後には開催している学習支援・居場所づくり「サンプレイス」には来ている子もいるため、とりあえずセンターに来てもらえればよいのではないかと考えているとのことである。

また、月2回のため、そこまで母語の力が伸びるわけではないという話を保護者にも話してはいるが、一部ではもっと厳しく言語教育をしてもらいたいというニーズも高く、協会が大事にしていることと保護者が大事にしたい部分とがなかなか合わず、教室から足が遠のいてしまうこともある。そのようなニーズをまだすくい切れていないことが課題の一つである。

さらに、英語圏から戻ってきた家庭の子どもに英語を忘れさせないためにどうすればよいかという相談が昨年(2018)・一昨年(2017)多かったが、英語に関しては他に色々な場所があるので、協会で力を入れるのはいかなものかということで、踏み切れていない。

4. 考察

調査では、両市ともに日本語教育支援に関してはやはり公的レベルでの支援がある程度行き届いていることが分かった。また、外国人児童生徒教育の拠点となる「センター校」の設置は通常肯定的に捉えられているが、人数や予算の関係で設置できないのではなく、あえて設置していない自治体も存在するのだということが確認できた。豊中市は外国人児童生徒数が大阪府全体の中で決して多くはないが、通訳者派遣制度に登録している者の人数が100～150件ほどと、外国人児童生徒数が府内最多である大阪市の88件よりも大きく上回っている。これは、地域との連携を示す一つの指標と考えてもよいだろう。加配教員の配置やセンター校の設置がない分、市民や国際交流協会等の団体と連携して、通訳者派遣や授業時間外の日本語教室に力を入れていると見られ、比較的一人一人に行き届いた日本語支援がなされていると言えよう。

一方、母語教育支援に関しては、その重要性を認識しながらも、なかなかそこまで手が届いていないということが現場の実態として再確認できた。大阪市では学校教育の中で母語教室を開いてはいるが、母語の保

持を目的とすることができるだけの回数を設けることはできていない。とよなか国際交流協会の「子ども母語」も、月に2回であるため、そもそもの目的が母語保持ではない。母語教育において、母語を通して自身のルーツや文化を知ることはもちろん大事であり、それも広い意味での母語教育であると言えよう。しかし、母語教育が母語の保持あるいは母語の獲得を目指すのであれば、子どもは母語を喪失してしまうか、ダブルリミテッドになってしまいかねない。もちろん、母語の問題は、来日時期や言語環境、両親の母語教育に対する姿勢等さまざまな要因が複雑に絡み合っているため、日本語教育よりもはるかに難しいものであろうが、まずは母語保持教育の必要性を学校全体、ひいては教育界全体の共通認識として広めていくことが最重要事項である。その上で、学校・家庭・地域・行政が連携して支援を行うことによって、日本にいながらにして母語を保持・獲得できる可能性は十分にある。

子どもLAMPというNPO法人は「子どもの来日当初から母語の助けを借りながら教科学習を進め、子どもの母語、日本語、教科のどの面の力も伸ばしていこうという」⁹ 岡崎敏雄(1997)によって提唱された「教科・母語・日本語相互育成学習モデル」¹⁰に基づいた学習支援を行い、学校や家庭と連携した支援を目指していた。¹¹ 大阪市および豊中市のように、通訳者派遣制度等に登録している協力する意思の強い人材がある程度の人数いる自治体では、家庭・学校と連携しながら、このような人材の力を借りた母語保持教育支援の仕組みづくりをより積極的にしていくことができるのではないかと。そうして実践してきた成果を積み重ね、日本語教育が嘗てそうであったように、ボトムアップ方式で行政に働きかけ、公的レベルでの母語教育支援体制の構築・充実を目指していく必要がある。

5. おわりに

今回調査対象とした大阪市および豊中市では、外国人児童生徒に対する日本語教育支援は比較的充実していたと言えるが、全国に2割強の児童生徒が在籍校での支援を受けることができていない状況を鑑みると決して十分とは言えず、母語教育支援に至ってはまたその必要性・重要性を理解してもらうための意識改革から始めなければならない段階にいる。こうした支援の最大の課題は予算の確保である。そのためには学校や行政、納税者である一般の人々の理解が必要不可欠である。自国民でさえ様々な課題を抱えている中で外国人児童生徒の言語支援にまで対応する余裕はないと

いった声は理解できる。しかし、多言語を習得できる可能性の高い外国人児童生徒への母語を含めた言語教育支援を行ってグローバル人材を社会に排出すること、また日本人の子どもたちがそうした多様性を育成する支援に尽力している大人たちの姿を見て育つことは、今後ますます進むであろう日本の多文化社会にとって実は大変有益なことなのである。2020年7月1日、文科省は「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」¹²において、外国人の子どもを「共生社会の一員として今後の日本を形成する存在である」と明記し、令和元年度時点で就学していない外国人児童生徒が約2万人いる可能性がある状況に対し、就学機会の提供を推進することが必要であるとした。この2万人の外国人児童生徒も将来輝けるような多文化共生社会を目指すべく、まずは学校教育から変えていかなければならない。そのためには、今後も現場の実態調査を継続していく必要があるだろう。

注

- 1 「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」（法務省）
- 2 文部科学省「学校基本調査」
- 3 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」
- 4 松田陽子・野津隆志・落合知子『多文化児童の未来をひらく—国内外の母語教育支援の現場から』学術研究出版、2017年、10頁-11頁参照。
- 5 同書 16頁。
- 6 令和元年度「広域科学教科教育学研究経費」による研究課題「外国人児童生徒の増加と多様化に対応する教育現場の実態把握のための基礎調査」の一環として。
- 7 「大阪市の日本語指導が必要な児童生徒の推移について」大阪市教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 人権・国際理解教育G
- 8 文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」は隔年で実施しているが、大阪市では毎年「日本語指導が必要な児童生徒数」の統計を取っている。
- 9 <http://kodomo-lamp.or.jp/model.html>（2020年8月24日最終アクセス）
- 10 岡崎敏雄（1997）「日本語・母語相互育成学習のねらい」『平成8年度外国人児童生徒指導資料母国語による学習のための教材』茨城県教育庁指導課
- 11 子どもLAMPのホームページは、「2017年6月現在の活動状況」で更新が止まっており、2019年6月18日に現在活動中かどうか連絡先メールアドレス宛に問い合わせたが、返信を得ることができなかった。
- 12 https://www.mext.go.jp/content/20200703-mxt_kyousai01-000008457_01.pdf（2020年8月24日最終アクセス）

Educational Support for Foreign Children in Osaka and Toyonaka: Focusing on Mother-tongue Education

FAN Wenling*

Asian Languages and Cultures

(Received for Publication; August 24, 2020)

Abstract

Since the Japanese Immigration Control Act was revised in 1990, the number of non-Japanese workers and subsequently non-Japanese students and children in Japan has been steadily increasing; however, with the more recent revision in April 2019, this number is expected to further increase. This paper examined the educational support provided to non-Japanese children in Osaka and Toyonaka, particularly focused on the provision of mother-tongue education. It was found that although the children were provided with adequate Japanese language education, providing native language education was difficult despite it being recognized as important. This paper argues that because the retention, use, and acquisition of the mother-tongue are the linguistic rights of the children and inherent to their personality formation, the provision of mother-tongue education is necessary

Keywords: foreign children, educational support, Japanese language education, mother-tongue education, native language education

* Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)